

JR東海労なごや

2019年 4月14日 No.1135

JR東海労名古屋地方本部

発行者：荻野隆一

編集者：教宣部

ここが問題だ!!

シリーズ3

解明要求

東海労本部解明要求提出!

今回の制度見直しの問題点を更に鮮明に!

4月5日、本部は「新しい人事・賃金制度等の見直し」について団体交渉を申し入れました。内容は、①見直しの方向性②定年延長③諸手当④表彰制度⑤休暇制度⑥住宅支援制度の47項目です。(詳しくは本部の申し入れ参照)、今回は特に東海鉄事に関するものをピックアップしてお伝えします。

定年延長

- ・50歳に達した日以降の定期昇給を実施しない理由。
- ・60歳に達した日以降の基本給は70%とする理由。
- ・退職手当累計ポイント加算が60歳から65歳の間に行わない理由。
- ・定年延長された社員に対し調整手当および扶養手当を支給しない理由。

諸手当

- ・特殊勤務手当の廃止と職務手当の新設を行う理由。
- ・特殊勤務手当の算出方法について、職種ごとに明らかに。
- ・駅係員手当において、輸送担当者と営業担当者で手当額に差を設けたの理由。
- ・祝日手当を廃止するとあるが、何故これまで祝日手当（E単価）が設けられていたのか。

表彰制度

- ・運転無事故表彰を廃止した理由。
- ・15年表彰を廃止する理由。

住宅支援制度

- ・満35歳および満40歳に達している場合の所定料金を、2倍および2.5倍とする理由。
- ・承認住宅補給金制度における、本人負担額を増額する理由。
- ・45歳以上の社員・専任社員は、社宅等に入居させない理由。

以上制度見直しに関する多くの疑問に対し、解明を申し入れました。

今回の見直しは、**まったくありえない**制度の提案ではないでしょうか。明らかに月々の手取額、生涯賃金などを見ても、意欲を持って働ける制度とは言えません。近々団交が開催されず、現場で日々苦勞して働く私たちに、納得できる回答ができるのか疑問です。